

佐賀県遺贈 **活用** 相談センター

～自分が暮らすまち・育ったまちに「ありがとう」の気持ちを込めて～



ご自身の意志を反映させた使い方ができる遺産寄付。



昨今、高齢化や社会貢献意識の高まりを受け、遺産を地域のために活かしてほしいという声やニーズがますます高まってきています。少子高齢化社会が進む中、また地域課題が多種多様になる中、それらの声に応え、遺産を地域資源として活用していく新しい仕組みが求められています。当センターは、『遺産を地域のために提供したい、寄付したい、活用してほしい』という大切な遺産を、地域のNPOや市民活動団体へとつなぎ、活用していくための相談窓口です。

専門家と連携し、ご相談に対応いたします。

遺産・相続財産を寄付する場合には、税金や法律での悩みや心配事の解決や、寄付の手続きも必要になってきます。当センターでは、税務や法務等のプロと適切に連携し、対応いたしますのでご安心下さい。

※ここで言う遺産の活用とは、ご自身の財産の生前贈与や遺言による贈与、相続財産の活用を言い、現金だけではなく、土地建物などの不動産も含まれます。



連携先

弁護士・税理士・司法書士・不動産鑑定士・ファイナンシャルプランナーなど

佐賀県遺贈 **活用** 相談センター

～遺贈（遺言による寄付）のご案内～

お気軽にご相談ください

0952-26-2228

※相談受付 9:00～18:00 土日、祝祭日を除く

●毎月第2土曜日に無料相談（要予約にて約30分間） ●講演会・研修会・相談会などのご依頼も募集中！